

事 務 連 絡
令和4年1月19日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」
(令和4年1月5日(令和4年1月14日一部改正)について(周知依頼))

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日(令和4年1月14日一部改正))が発出されました。

上記事務連絡においては、感染が急拡大し、医療現場のひっ迫状況が想定される場合等においては、自治体の判断において、①医療従事者に限らず、オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間について、従来の14日間から10日間に短縮すること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者については、更なる期間の短縮が認められることが示され、これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より別添のとおり周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれては、貴会会員企業等に対し、別添の周知を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」
(令和4年1月5日(令和4年1月14日一部改正)について(周知依頼))
(令和4年1月17日付大臣官房危機管理官事務連絡)